

# 松江市教育委員会点検・評価報告書について

松江市教育委員会

松江市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等で公表しています。

また同条第2項により、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、松江市教育委員会では、有識者委員を招いた「点検・評価検討会議」（外部委員会）において検討を行っています。検討会議を踏まえ有識者委員から提出された意見書は、報告書に掲載するとともに、今後の教育行政に生かしていきます。

## 点検・評価の方法

実績により自己点検・評価を行い、「点検・評価検討会議」（外部委員会）において有識者委員と意見交換、質疑応答を行ったうえで、いただいた意見書を報告書に掲載します。

## 自己点検・評価〔個別評価〕

教育委員会の権限に属する事務を次の3つに分類し、自己点検・評価を実施します。

- 1 教育委員の活動 …教育委員の活動及び教育委員会の運営状況等
- 2 教育委員会が管理・執行する事務 …教育委員会会議に諮られる事項
- 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 …事務局が実施する事務事業

## 自己点検・評価〔総合評価〕

上記Ⅲの1～3の区分で、総合的な評価をします。

## 点検・評価に関する有識者委員の意見

検討会議（外部委員会）を踏まえ、有識者委員から意見書をいただきます。

